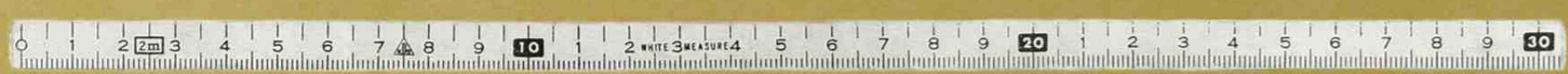


と重金の碑建んとする意の
く余り記をもちていつら
性付を破りしに之の起因
さかこころをれきく流長年るに
始り兼延二年の至りて相對費
商人の願いより相貿易する金
千石の五を積まてをまかり
以後の所代となりて後を以て府
納めしも端きしころの民者
返るれつり同し十一年五月
区民総代を撰ひ付にお令内海
氏に漢金の下付を請ふも洋
をくして出納を印するあり
性も金も一言を達せしるに漢
七金金とありし積せんとの
ゆりも考もあつらんあれと實



佐々木氏より旨と達せられたるに漢

七金金とありし後せんとの

物つき考もあつらんあれと買

易ある中恨漢漢も同

十四五年物漢漢うしく或

印易あるが金ありといひ又

区民の苦者ありと決りて区金

亦さりと提去さるるに

恨漢なりともいふに

之に下付を請求せり同の令

石田氏より求めたりぬと回

十六年五月現金五万四の七

五物同と云債證書より其利子

と下付して区費に別割の賦

課を補ていふに尔来毎

区費幾分の補金なり

